

《歯科医師フリーローン》商品説明書

1. 商品名	歯科医師フリーローン
2. ご利用いただける方	以下の条件を満たす歯科医師の方 ① ご契約時の年齢が満25歳以上で、完済時の年齢が75歳以下の方 ② 保証会社である全国しんくみ保証(株)の保証が受けられる方(再保証会社:(株)オリエントコーポレーション) ③ 当組合に普通預金口座をお持ちの方、または、お作りいただける方 ④ 当組合所定の融資基準を満たしている方 ⑤ 当組合の組合員の方または、組合員となれる方 ※組合員加入資格のある方は、当組合に出資していただき組合員となることができます。(組合員資格は、当組約定款第1章第6条(組合員たる資格)をご覧くださいか、当組合の各営業店にお問い合わせください。)
3. お使いみち	自由(ただし、事業性資金は除きます。)
4. ご利用形態	証書貸付
5. ご融資金額	10万円以上500万円以内
6. ご返済方法	毎月元利均等返済 ※ご返済額の試算は、当組合の各営業店にお問い合わせください。 ※約定ご返済日が土、日、祝日、そのほか法令で定められた信用組合の休日に当たる場合は、当組合の翌営業日をご返済日となります。
7. ご融資期間	5年以内
8. 金利	金利一覧をご覧くださいか、当組合の各営業店へお問い合わせください。
9. 金利タイプ	固定金利型:ご融資実行時の金利が完済時まで適用されます。
10. 遅延損害金	年利14.50%(約定返済日の翌日から計算されます。)
11. 連帯保証人・担保	原則、不要です。 (ただし、保証会社が必要と認めた場合は連帯保証人が必要となります。)
12. 保証料	ご融資金利に含まれます。
13. 手数料	・ご融資新規取扱手数料として5,000円(税込5,500円)を申し受けます。
14. 条件変更にかかわる手数料	・条件変更手数料:5,000円(税込5,500円) ・一部または、一括繰上返済手数料:3,000円(税込3,300円)
15. お申込時にご用意いただくもの	・本人確認書類 以下の①、②のうち、いずれかをご用意ください。 ①運転免許証等の顔写真付きの公的証明書のうち1点 ②顔写真のない公的証明書(健康保険証・年金手帳等)の場合は、2種類の公的証明書計2点 ・普通預金通帳(お持ちの方)、普通預金届出印 ※所得証明等の確認書類は申告記入のみで提出は不要です。 ※資金使途の証明書類の提出も不要です。
16. 苦情処理措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室(総務課)にお申し出ください。 【お客様相談室(総務課)】 受付日:月曜日~金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時~午後5時 電 話:045-641-2904 所 在 地:〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

	<p>ホームページアドレス https://www.shikashin.co.jp</p>
<p>17. 紛争解決措置</p>	<p>・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。</p> <p>横浜弁護士会紛争解決センター(電話：045-211-7716) ※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>
<p>18. その他</p>	<p>・別途、印紙代が必要になります。</p> <p>・お申込みに際しましては、当組合及び保証会社所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・本説明書は、令和2年2月1日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。</p>